

医療助成受給者証が更新されました

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を！

「重度心身障がい者医療助成」、「ひとり親家庭等医療助成」、「子ども医療助成」の対象者に8月1日から使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。

また、助成対象になると思われる方で「医療費受給者証」が届いていない方につきましては、左記にお問い合わせください。（新たに助成対象となる場合には、申請手続きが必要となります）。

※詳しくは、町HPをご覧ください。



町HP

「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を保険証と併せて医療機関の窓口に提示することにより、1か月分の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。高額な医療費の負担が予測される場合には、事前に役場窓口で申請してください。

【持参するもの】

健康保険証、マイナンバー

カード（または通知カード）。

※70歳以上の方で、「課税世帯で負担割合が1割または2割の世帯の方」と「負担割合が3割で課税所得690万円以上の世帯の方」は健康保険証のみで自動的に限度額が適用される為、申請は不要です。



国民健康保険
後期高齢者医療

知カード）を持参し、役場窓口で申請してください。

◎後期高齢者医療

初回のみ北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。2回目以降は申

請時に登録した口座に自動的に振り込みます。※詳しくは、保険証に同封のパンフレット、町HPをご覧ください。

国民健康保険または後期高齢者医療へ加入している皆さまへ

交通事故などが原因で病院にかかるときは ～第三者行為について～

【第三者行為でケガをした！こんな時は？】

国民健康保険被保険者が交通事故や傷害事件など他人（第三者）の行為によってケガをした場合は、必ず警察に届け出ると同時に、国保担当

にも連絡をしてください。單独の交通事故など相手のないケガの場合も同様です。また、事故の際に、相手の身元を確認しなかつたりすると、後から思わず後遺症や障

がいが発生しても損害賠償の請求ができない場合がありますので、必ず、身元の確認をするようにしてください。

【医療費は相手が負担？】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合、その医療費は、自分に過失がない限り、原則、相手が全額負担することとなっています。そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

【仕事中のケガは？】

該当の領収書、償還先口座の分かるもの（通帳等）、マイナンバーカード（または通



【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

☎ 0137-62-2112



町HP

（通勤途中を含む）の場合には、労災保険が適用されるとなり、保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従つて病院にかかりてください。

【注意！ 示談は慎重】

示談をするとということは、相手に対しても、今後、一切の損害賠償請求権を放棄するということです。示談をしてしまったら、その後に当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額（7～9割）は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意願います。示談を結ぶ前には、一度、国保担当へご相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係

☎ 0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎ 01398-2-3111